最終更新日:2015年7月2日

沖縄電力株式会社
代表取締役社長　大嶺　満
問合せ先:総務部法務グループ　TEL:098-877-2341(代表)
証券コード:9511
http://www.okiden.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、関係法令等を遵守し、高い倫理観と士気を持って業務遂行に努めるとともに、迅速かつ的確な情報開示を行い、株主・投資家、お客さまとのより一層の信頼関係を構築し、選ばれ続ける企業グループを目指して最善の努力を尽くしてまいります。そのため、グループ大でのコーポレート・ガバナンスの強化に積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,248,200	7.12
沖縄県知事	870,577	4.97
株式会社琉球銀行	841,244	4.80
株式会社沖縄銀行	837,675	4.78
沖縄電力社員持株会	811,757	4.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	499,100	2.85
株式会社みずほ銀行	413,186	2.36
日本生命保険相互会社	389,343	2.22
明治安田生命保険相互会社	321,845	1.84
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	288,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小禄　邦男	他の会社の出身者								○			
北川　洋	他の会社の出身者								○	○		
岡田　晃	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小禄　邦男	○	社外取締役小禄邦男氏は、琉球放送株式会社の代表取締役最高顧問であります。 小禄邦男氏及び琉球放送株式会社と当社の間には、電力供給の通常の取引があります。	企業経営について十分な知識と経験を有しており、人格、識見ともに高く、当社の経営についても企業社会一般の価値観に基づいた長期的展望や当社の従前の発想とは異なった視点からのアドバイス、意見が期待できます。 また、当社の主要な取引先や主要な株主、又はその出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。
北川　洋	○	社外取締役北川洋氏は、沖縄セルラー電話株式会社の代表取締役社長であります。 当社は同社との間に通信料等に係る取引があります。	沖縄において地域と密着した通信事業を展開している企業の経営者として通信分野における知見を有しており、人格、識見ともに高く、その豊かな経験やグローバルな視点から様々な

		当社の取締役1名が同社の社外取締役に就任しております。 北川洋氏及び沖縄セルラー電話株式会社と当社の間には、電力供給の通常の取引があります。	アドバイス、意見が期待できます。 また、当社の主要な取引先や主要な株主、又はその出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。
岡田　晃	○	社外取締役岡田晃氏は、株式会社ANA Cargoの代表取締役社長であります。 株式会社ANA Cargoと当社の間には、電力供給の通常の取引があります。	沖縄を拠点とした事業展開による地域貢献並びに企業における安全文化の醸成など、当社と方向性を同じくする企業の経営者として、人格、識見ともに高く、その豊かな経験やグローバルな視点から様々なアドバイス、意見が期待できます。 また、当社の主要な取引先や主要な株主、又はその出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
1. 監査役は会計監査人から監査計画概要及び期中・期末における監査結果の聴取や意見交換を行っております。
2. 決算棚卸における同行調査、意見交換を行っております。
3. 連結子会社の会計監査における同行調査、意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況
1. 監査役は内部監査室から監査計画の聴取や意見交換を行っております。
2. 内部監査結果の聴取を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
比嘉　正輝	他の会社の出身者										○	○		
野崎　四郎	学者										○			
阿波連　光	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
比嘉　正輝	○	社外監査役比嘉正輝氏は、株式会社リウボウホールディングスの代表取締役会長であります。 当社の取締役1名が同社の社外監査役に就任しております。 比嘉正輝氏及び株式会社リウボウホールディングスと当社の間には、電力供給の通常の取引があります。	他企業においても要職を歴任し、企業経営について十分な知識と経験を有しており、人格、識見ともに高く、当社業務に対して客観的立場からの適切な監査が期待できます。 また、当社の主要な取引先や主要な株主、又はその出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。
野崎　四郎	○	社外監査役野崎四郎氏は、沖縄国際大学経済学部教授を務めておりました。なお、平成25年3月31日、沖縄国際大学教授を退任し、同年4月1日に同大学名誉教授となりました。 野崎四郎氏及び沖縄国際大学と当社の間には、電力供給の通常の取引があります。	学識経験を有しており、人格、識見ともに高く、豊富な知識と経験により客観的立場からの意見が期待できます。 また、当社の主要な取引先や主要な株主、又はその出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。
阿波連　光	○	社外監査役阿波連光氏は、弁護士法人ひかり法律事務所所長であります。 阿波連光氏及び弁護士法人ひかり法律事務所と当社の間には、電力供給の通常の取引があります。	弁護士の資格を有しており、人格、識見ともに高く、特にその法的知識は当社業務執行の適法性確保のため、きわめて有益であると考えております。 また、当社の主要な取引先や主要な株主、又はその出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
なお、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、「100万円未満の取引」を定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社事業においては、長期的視点に基づいた経営が重要であるため、業績連動型報酬等のインセンティブ付与については、慎重な検討が必要であると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額につきましては、有価証券報告書にて以下の通り開示しております。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	259百万円	209百万円	49百万円	12人
監査役(社外監査役を除く)	34百万円	34百万円	ー	1人
社外役員	20百万円	19百万円	0百万円	4人

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 取締役会に付議する事項のうち特に重要なものについては、社外取締役及び社外監査役に対して起案部署が事前に内容説明を行っております。
2. 社外監査役に対しての監査役会等に関する情報伝達は秘書室と連携をとり監査役室が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要
・取締役会は、原則として月2回開催し、会社の重要な業務執行事項の決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の監督を行っております。取締役12名のうち3名が社外取締役であり、すべて男性で構成されております。

・当社は、社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

・常勤の取締役で構成する常勤役員会は、社長が業務を統轄するにあたり業務運営に関する必要事項について協議し、その円滑な実施を図る目的で設置しております。原則として月2～3回開催し、取締役会に付議する事項を含む経営の重要事項について審議等を行っております。また、常勤役員会には常勤監査役も出席して意見を述べることができます。

・監査役は、取締役会などの主要な会議へ出席し、各部署への往査及び子会社の取締役や監査役等との意思疎通などにより、取締役の業務執行を監査しております。監査役会は4名の監査役(うち社外監査役3名)で構成され、原則として2カ月に1回開催し、会計監査人ならびに内部監査室と連携しつつ、監査に関する重要な事項について報告を受けるとともに、協議または決議を行っております。また、監査役4名はすべて男性であります。

・内部監査については、社長直下の組織として内部監査室を設置し、会社法や金融商品取引法に基づき定めた内部統制のシステムが有効に機能しているかを評価しております。各組織において、内部統制システムの整備・運用状況を確認し、経営目標の達成のために適正で有効な業務が行われているかを検証し、経営に価値を付加する監査の実施に努めております。監査計画、監査結果等については、取締役会に報告するほか、監査役へ報告及び意見交換を行い、会計監査人とは情報連携を行っております。

・会計監査については、有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、平成27年3月期に係る監査は、同監査法人の指定有限責任社員である公認会計士 磯俣克平(継続監査年数1年)、野澤啓(継続監査年数1年)、城戸昭博(継続監査年数1年)の3名が執行しております。なお、監査業務の補助者の構成は、公認会計士5名、その他5名となっております。

2. 社外取締役に関する事項
・取締役会の公正性及び透明性の確保の観点から社外取締役を置いております。

3. 監査役の機能強化に係る取組み状況
・監査役の職務を補助する組織として、取締役から独立した監査役室を設置し、専任スタッフ7名で「監査役監査規程」及び「監査計画」に沿って各事業所の監査を実施しております。

・監査役4名のうち3名が社外監査役であり、その全員が十分な独立性を有しております。

・当該社外監査役3名は、それぞれ、企業の取締役経理部長経験者、大学の元経済学部教授、弁護士資格保有者であること等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

独立性を有する社外取締役3名を選任することで、取締役会における公正性及び透明性を確保し、取締役の業務執行における監督機能を高めております。また、監査役は独立性を有する3名の社外監査役を含む4名体制としており、社外取締役による監督機能や内部監査体制と合わせ、コーポレート・ガバナンスは有効に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	3週間前の発送を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年6月開催の総会より、インターネットによる議決権行使（携帯電話によるものを含む。）を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成22年6月開催の株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
その他	平成20年6月開催の総会より、事業報告等の報告においてパワーポイントによる映像及びナレーションを用いたビジュアル化を実施し、株主のみなさまにわかりやすい説明に努めております。 また、株主総会招集通知については、ホームページ等において、発送前に開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則年1回、個人投資家向けの会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回、決算説明会（期末・第2四半期）を実施しております。説明会は、代表取締役が説明を行い、出席者は60名程度となっております。また、IR担当取締役、経理部長等による個別訪問を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営トップのメッセージや、経営方針、決算説明会資料、財務情報、株式情報等を掲載しております。 なお、URLは次のとおりであります。 http://www.okiden.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理部財務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成21年度に策定した「CSR憲章」における「基本方針」の中で、各ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを通して社会の持続的発展に寄与することとし、「行動原則」の中で各ステークホルダーに対する具体的な取り組みを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では「CSR憲章」において明確にされた各ステークホルダーの皆さまに対する行動原則に基づいて、積極的なCSR活動に取り組んでおります。また、平成21年度に策定いたしました「中長期経営方針」において、さらに具体的な事業活動方針を定め、社会及び地球環境との調和を図りながら事業活動を展開しております。環境活動につきましては、「沖電グループ環境方針」に基づき、グループ一体となって環境を最大限重視した事業活動を展開しております。これらの具体的な取り組み状況につきましては、当社ホームページ内の環境行動レポート、CSRレポート等を通じ、ステークホルダーの皆さまに対して積極的に情報発信しております。 【沖縄電力ホームページ】 http://www.okiden.co.jp/index.html 【経営方針・経営計画】 http://www.okiden.co.jp/ir/management/management.html 【CSRレポート】 http://www.okiden.co.jp/corporate/csrreport/index.html 【環境関連情報】 http://www.okiden.co.jp/corporate/eco/index.html

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「CSR憲章」の基本方針において、お客さま、地域社会、地球環境、お取引先、株主・投資家、従業員をはじめとするステークホルダーの皆さまのニーズに対して、双方向のコミュニケーションを通して適切にお応えすることを方針として定めております。具体的には、平成21年度より毎年CSRレポートを発行し、冊子の配布や当社ウェブサイトへ掲載することで情報提供に努めております。
その他	当社は、従業員が仕事と生活の調和を実現できるよう、職場環境の充実にかかる施策を展開しており、ワークライフバランスの推進や、育児や介護に関する服務制度の改定といった取組みを行っています。また、平成26年6月には次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、認定マーク「くるみん」を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

以下の「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」（平成18年４月25日制定、平成27年４月28日改定）に従い、内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役は、経営方針等において法令遵守・企業倫理の徹底を明記するとともに、法令遵守・企業倫理に関する社内規定（企業行動基準規程、取締役等法令遵守・倫理規程）を定め、自らコンプライアンス意識の向上に努める。
（2）取締役会は原則として月２回開催し、会社の重要な業務執行事項の決定、取締役の職務の執行を監督する。
（3）当社から独立した立場の社外取締役から適切な助言を受けることで、取締役会の監督機能を高める。
（4）法令遵守・企業倫理に基づく企業行動の徹底を図るため、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置する。また、法令違反や企業倫理上の相談を受け付ける「企業倫理相談窓口」を設置し、不正行為の抑止に努める。
（5）反社会的勢力の排除に関して社内規定（企業行動基準規程、反社会的勢力の対応要領）を定め、反社会的勢力と一切の関係を持たず、毅然とした態度での対応を徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書等の情報は、社内規定（文書管理要領、記録管理要領、機密文書取扱要領、電子化情報取扱要領、重要文書の管理要領）に基づき、適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）社内各部署においてリスクを想定したマニュアル類を定め、リスクの未然防止及びリスク発生時の迅速な対応に努める。
（2）「危機管理対策規程」及び「非常災害対策要領」を定め、重大な災害や事故等に迅速に対応する体制を整備することで、リスクの発生に備える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役は、「職務権限規程」及び「職制規程」を定め、各部門及び各責任者の権限を明確にする。
（2）職務の執行を効率的に行うため、常勤の取締役で構成する「常勤役員会」及び常勤の取締役、理事、各部室店長で構成する「幹部会」を設置し、業務運営に関する必要事項について定期的に協議する。
（3）品質を「経営の質」と定義し、国際規格であるISO9001の手法を活用した品質マネジメントシステムに基づき、効率的な経営管理及び継続的改善に努める。
（4）年度経営方針を組織全体に浸透させ、各部門及び各階層がそれぞれの役割を着実に実行することにより、年度経営方針及び各種計画より展開された年度目標の着実な達成を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）法令遵守・企業倫理に関する社内規定（企業行動基準規程、社員倫理規程）を定め、定期的に法令遵守・企業倫理に関する講話を実施することで、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
（2）内部監査部門は、法令遵守・企業倫理を確保するため、監査役と連携を図り監査を実施する。
（3）法令違反や企業倫理上の相談を受け付ける「企業倫理相談窓口」を設置することで、不正行為の抑止及び早期是正を図る。また、「企業倫理相談窓口」で受け付けた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）グループ経営方針を定め、グループ一体となってグループ経営を推進する。
（2）「沖電グループ企業行動基準」を定めるとともに、グループ各社へ倫理規程等の策定を促し、グループ全体の法令遵守の徹底を行う。
（3）当社の「企業倫理相談窓口」においてグループ会社の法令違反・企業倫理に関する相談を受け付けることにより、グループとしての法令遵守の確保に努める。
（4）関係会社の管理にあたっては、運営部門を設けるとともに、グループ経営に影響を与える重要な事項については、「関係会社運営要領」を定め、関係会社からの事前協議または報告を受ける。
（5）グループ会社の社長により構成される「沖電グループ最高経営会議」を定期的に開催することで、事業リスクの情報収集を行う。
（6）当社及びグループ各社は、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備・運用することにより、財務報告の信頼性を確保する。
（7）当社の内部監査部門は、必要に応じグループ会社の内部監査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する組織として、取締役から独立した監査役室を設置し、専任スタッフを配属する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役室のスタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を執行する。
（2）監査役室のスタッフの人事に関して、取締役と監査役は意見交換を行う。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役及び使用人は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類等を監査役の閲覧に供し、必要に応じて説明を行う。
（2）取締役は、「取締役会」及び「常勤役員会」等の重要な会議において、監査役が報告を求めた場合は、その求めに応じる。
（3）当社及びグループ各社の取締役及び監査役は、「沖電グループ最高経営会議」、「沖電グループ監査役連絡会」等において、監査役が報告を求めた場合は、その求めに応じる。
（4）取締役は、「企業倫理委員会」に監査役をオブザーバーとして参加させ、また、取締役に関する事項について当社及びグループ各社の役職員が利用できる「企業倫理相談窓口」を監査役室に設置することで、法令遵守・企業倫理に関する重要な事項の情報を監査役へ提供する。
（5）取締役は、「企業倫理相談窓口運営規程」において、通報等の行為を理由に不利益な取扱いをしてはならないことを定め、当該報告者の保護を図る。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、意見交換を行い相互認識を深める。
（2）内部監査部門は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
（3）取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を請求したときは、当該監査役の職務の執行について必要でないと認められた場合を除き、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、毅然とした態度での対応を徹底することを取締役会で決議しております。また、「沖縄電力企業行動基準規程」に明記するとともに、「反社会的勢力の対応要領」を制定し、周知徹底を図る等、反社会的勢力排除に向けた取組みを行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

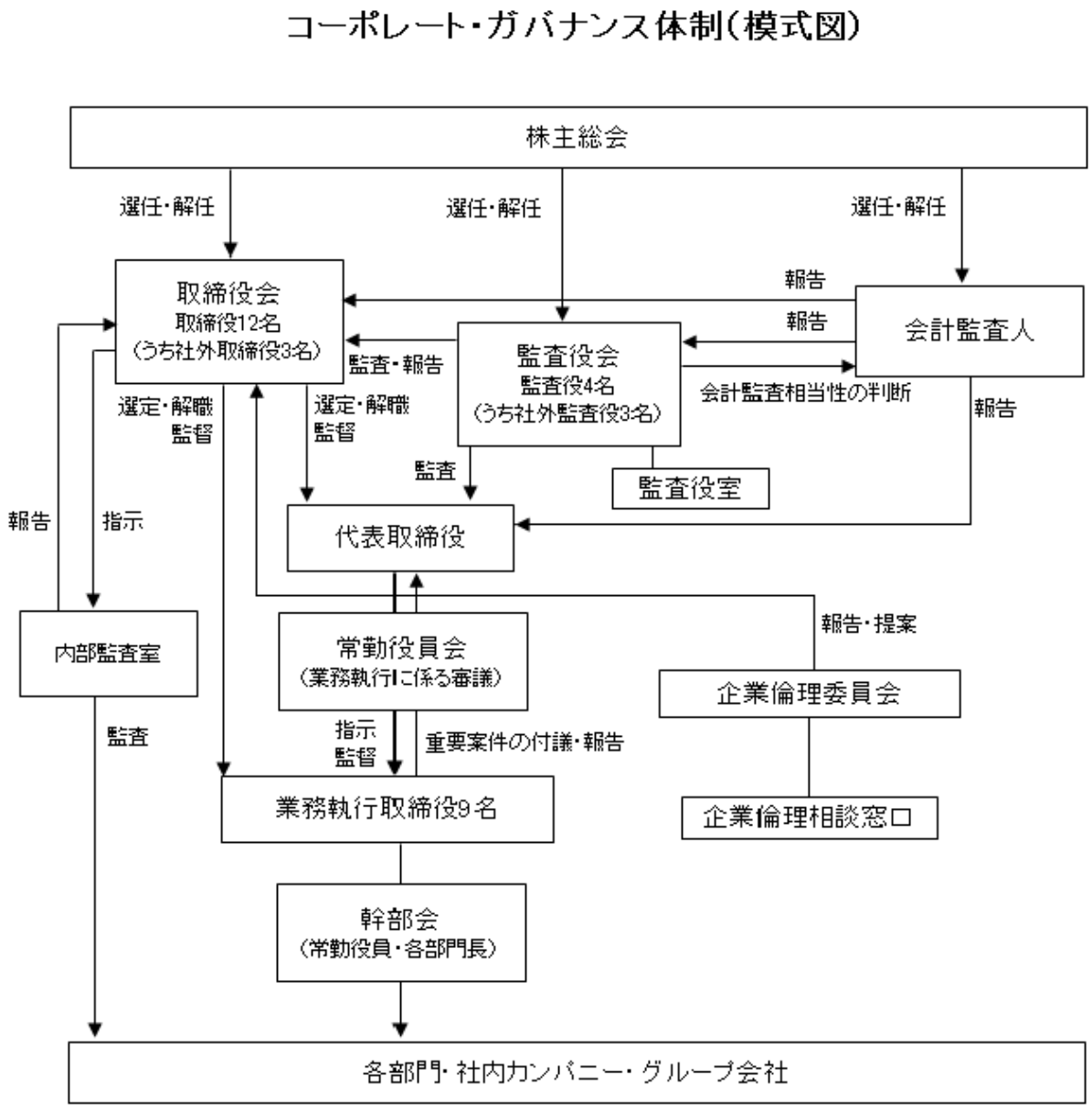
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
当社では「沖縄電力企業行動基準規程」並びに「沖電グループ企業行動基準」を定め、その中において、株主のみなさまをはじめ広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示することとしております。
また、重要な会社情報の取扱いについては「インサイダー取引防止に関する規程」を定め、適時開示規則に定める情報取扱責任者を総務部長とし、各部門長（部室長、支社長、支店長）を部門別情報管理責任者としております。
重要な会社情報（子会社に関する情報も含む）が発生した場合には、部門別情報管理責任者は、情報の確認及び取り纏めを行い、速やかに情報取扱責任者に報告する体制としております。
情報の開示については、情報取扱責任者の指示の下、できる限り早期に行うこととしており、開示の方法としては、証券取引所が運営するTDnetによる開示を行っておりますが、同時にホームページへの掲載及び報道機関への公表等により積極的な開示に努めております。



適時開示体制の概要（模式図）

